

法令改正の概要

- (1) 消費生活用製品安全法(消安法)の改正が令和3年8月1日に施行されました。  
改正前に特定保守製品※1に指定されていた製品の所有者様には、「長期使用製品安全点検制度」によりおこなう法定点検を受けることが求められていましたが、改正により法令の対象から除外されました。※2

法令改正により特定保守製品の指定から除外された製品	ガス機器	屋内式ガス瞬間湯沸器・屋内式ガスふろがま (上記の2品目とも都市ガス・LPガス用が対象となります。)
	石油機器	FF式石油温風暖房機
	電気機器	ビルトイン式電気食器洗機・浴室用電気乾燥機
引き続き指定されている製品	石油機器	石油給湯機・石油ふろがま

※1 経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定められている製品をいいます。指定された製品は、所有者登録を行うと特定製造事業者等より点検時期が近づく頃に点検の案内が送られてきますので、点検を受けることが求められています。

※2 技術基準の強化や業界の自主的な取組み等、経年劣化対策の措置により、事故率が指定当時より大きく低下したことにより除外されました。

- (2) 経過措置が設けられ、特定保守製品の指定から除外された製品のうち、すでに法定点検を行った製品および点検期間を経過している製品を除いて公布日から1年を経過する日までに始期が到来する製品までは、経過措置の対象となりました。

点検について

- ①特定保守製品より除外された製品は所有者様の点検等保守の責務はなくなりました。
- ②特定保守製品より除外された製品につきましても経過措置期間（令和3年8月1日から1年間）に点検をご希望の場合は法定点検（有償）を受けていただけます。
- ③経過措置期間が終了した令和4年8月1日以降に点検をご希望の場合は、法定点検と同じ基準で行うあんしん点検（有償）※3を受けていただけます。

※3 （一社）日本ガス石油機器工業会が法定点検に準じて定めた基準に基づき、特定製造事業者が行う点検をいいます。

【経過措置対象製品の見分け方】

対象製品	製品区分	製造年月が下記に該当する製品	法定点検の対象期間
公布日から1年を経過する日までに点検の始期が到来する製品	家庭用機器	2012年8月～2013年7月	製品に貼られている以下の「特定保守製品ラベル(例)」に記載されている点検期間
	業務用機器	2019年2月～2020年1月	

【点検のお申し込みについて】

所有者登録されているお客様	点検期間の始期が近づく頃にメーカーから点検通知が届きます。点検をご希望のお客様は、点検通知に記載されている方法にてお申し込みください。
所有者登録されていないお客様	点検をご希望のお客様は、製品に貼られている以下の「特定保守製品ラベル(例)」をご覧ください。点検期間の始期をご確認のうえ、メーカーへお申し込みください。
	所有者登録のお申込みはこちら <a href="https://reg.noritz.co.jp/nr/product.do">https://reg.noritz.co.jp/nr/product.do</a>

特定保守製品ラベル（例）

特定保守製品

製品名 : \_\_\_\_\_

特定製造事業者等名 : 株式会社ノーリツ  
兵庫県神戸市中央区江戸町93

製造年月 : \_\_\_\_年 \_\_\_\_月

製造番号 : \_\_\_\_\_

設計標準使用期間 : \_\_\_\_年

点検期間 : \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 ~ \_\_\_\_年 \_\_\_\_月

問合せ連絡先 : 株式会社ノーリツ コンタクトセンター  
0120-911-026

「経過措置の対象製品」を見分けるときに確認します。

「点検期間」の左側に記載されている年月が点検期間の始期となります。

法令改正後の製品仕様について

- (1) メーカーは、法令改正後当面は改正からの期間が短いこともあり、当面は改正前と同じ製品仕様にて、生産・販売を行うことができるものとされています。
- そのため製品および製品に付属している取扱説明書、所有者票などは、改正前の内容が記載される場合があります。お客様にはご不便をおかけし誠に恐縮でございますが、法令に係る表示箇所につきましては、以下にて、ご確認いただけますようお願い申し上げます。

(2) 法令改正後の特定保守製品から除外された製品へのご対応について

所有者票に係る内容について	製品	「特定保守製品」と記載されたラベルが貼られていますが、法令の対象から除外されました。この記載がある製品は、経過措置の対象となる場合がありますので、「法令改正の概要」をご参照ください。
	所有者票	「特定保守製品」と記載されておりますが、法令の対象から除外されました。製品に同梱されている所有者票は、そのままご利用いただくことができます。所有者登録を行うと点検期間に「あんしん点検」のお知らせを送付いたします。
	取扱説明書	「法定点検について」に記載する内容のうち、経過措置に該当する製品については、消安法で定められた「法定点検」にて対応し、経過措置が終了した製品については、法定点検と同じ基準にて引き続き「あんしん点検」にて対応させていただきます。
流通事業者に係る内容について	製品の梱包表示	「法定重要書類（所有者票はがき）が入っています」の袋が入っていますが、法令の対象から除外されました。そのためこの表示に関わる情報伝達や説明につきましては、不要となりますのでご了承ください。
販売事業者様に係る内容について	所有者票	所有者票には「販売事業者（特定保守製品取引事業者）様へ」として、所有者への説明義務および所有者登録の協力義務に関する記載がありますが、引き渡し時の説明義務等の法令の対象から除外されました。製品に同梱されている所有者票は、そのままご利用いただくことができますので引き続き所有者登録ご協力を所有者様へご説明をお願いいたします。所有者登録を行うと点検期間の始期が近づく頃に、「あんしん点検」のお知らせを送付いたします。
	工事説明書	工事説明書にも「特定保守製品」の記載はございますが、改正により法令の対象から除外されました。
関連事業者に係る内容について	製品	「特定保守製品」と記載されたラベルが貼られていますが、法令の対象から除外されました。この記載がある製品の所有者様に接する機会に、所有者登録の有無をお伺いして所有者登録のご案内を行う等の関連事業者の責務につきましては、不要となりますのでご了承ください。
	工事説明書	工事説明書にも「特定保守製品」の記載はございますが、改正により法令の対象から除外されました。

あんしん点検の実施

- (1) 法令改正による経過措置対象製品の点検期間が終了した以降でも、所有者様が点検をご希望の場合は「あんしん点検（有料）」 ※4 を実施させていただきます。

※4 点検基準は、法定点検と同じ基準として行っています。当社では、法令改正により除外された製品についても「あんしん点検」と呼称して引き続き所属する工業会にて促進している自主点検（有料）を行い、経年劣化に起因する製品事故防止に努めています。

- (2) あんしん点検の詳細につきましては以下をご参照ください。

あんしん点検について	<a href="https://www.noritz.co.jp/info/houtei/anshin/">https://www.noritz.co.jp/info/houtei/anshin/</a>
製品所有者登録について	<a href="https://www.noritz.co.jp/info/houtei/touroku.html">https://www.noritz.co.jp/info/houtei/touroku.html</a>